

条例等による富士登山規制 骨子案

条例の目的

世界遺産である富士山の価値を守り、国内外から訪れる登山者が「神聖さ」・「美しさ」を実感できるような、安全で快適な富士登山の実現を図り、もって富士山を保護し、保存し、整備し、及び将来の世代へ伝えることを目的とします。

区 分	内 容					
入山条件 及び 規制内容	<p>登山者が入山*する際、以下の条件に適合していることを確認し、確認証を交付します。 確認証は登山中に携帯して、県から提示を求められた際は、提示しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">*入山とは、下表の「基準点」より山頂の方向に向かうことをいいます。</p>					
	入山条件	<ul style="list-style-type: none"> －富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習（eラーニング）の修了 －夜間規制時間帯の入山は、山小屋の宿泊予約 －入山料（手数料）の納付 				
	規制内容	区分	登山口	富士宮口	御殿場口	須走口
		基準点 (別添参照)	富士宮市粟倉地内で 県が定める地点	御殿場市中畑地内で 県が定める地点	小山町須走地内で 県が定める地点	
夜間規制 時間		<p>午後2時から翌午前3時まで</p> <p>*夜間規制時間も山小屋の宿泊予約があれば、入山できます。</p>				
入山料	<p>1人 4,000円</p> <p>*静岡県手数料徴収条例で定めます。 *入山料は、運営管理や安全対策、環境保全のために使用します。</p>					
規制期間	開山期間中					

富士宮口五合目付近

(別添)



ベースマップ : Open Street Map

御殿場口新五合目付近

(別添)

● …規制の基準点



ベースマップ : Open Street Map

須走口五合目付近

(別添)



ベースマップ : Open Street Map